

交渉情報	NO.6	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2016年8月23日	添付資料:1枚

時給制契約社員に関する給与等の精算について

日本郵便信越支社総務・人事部は、本日（8月23日）「時給制契約社員に関する給与等の精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、下諏訪郵便局に所属する一部の時給制契約社員において資格給を「通集配／混合Ⅰ（5時間以上）」の区分で支給すべきところ、誤って「配達のみ」または「集荷」の区分として支給していたものです。

1. 発生局及び精算額

ア 発生局

下諏訪郵便局

イ 対象社員

郵便部 時給制契約社員 8名（在職者）

※退職者については現在精査中であり確定次第、精算を実施

ウ 精算金額

3, 380, 871円

2. 発覚の端緒

労務担当課長が資格給の認定事務を行っていたところ資格給の区分について疑義が生じ、支社人事部に確認したところ取り扱いに誤りが判明。

3. 精算

平成28年9月月例給与において精算（予定）。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し、事前の了解を得る。

地本では、該当者への謝罪と今後の再発防止を求めるとともに、精算については高額であり翌年の住民税に反映するため社員への十分な説明を求めたところです。

現在、他局にも同様な事例「配達のみ」「集荷」での支給区分対象者を洗い出させ確認作業を行っています。

また再発防止については別紙支社資料により徹底を行い、今後の労担研修や給与手当講習会などを適切な時期を見極めながら、ブロック別または県別での開催を要請しています。

今後支給認定に際しては内容に誤りがないか十分確認するとともに、支給認定責任者においても再度徹底したチェック体制を求めました。

【労使対応】 単局窓口